

## 全日本吹奏楽コンクールについてのQ & A (2019 年度版)

全日本吹奏楽コンクールにおいて、課題曲を演奏するにあたり、加盟団体の皆さまから多くいただいたお問い合わせに、Q & Aでお答えします。ご質問や下記内容以外にお問い合わせがありましたら、会員連盟・支部を通じてお願いいたします。

### ◆課題曲のスコア上の楽器及びパートが欠けてしまう場合◆

Q 少人数バンドが、全日本吹奏楽コンクールにつながる部門に出場したいと考えています。もし、課題曲のスコア上の楽器及びパートが欠けてしまう場合は、他の楽器で演奏することは認められますか。

A 欠けてしまう楽器及びパートがある場合は、演奏しようとする課題曲に使われている他の楽器で演奏することは認めます。

補足① 欠けてしまう楽器の音域を変えないで演奏できる楽器がある場合は、その楽器で代用してください。

補足② 欠けてしまう楽器の音域を変えないで演奏できる楽器がない場合は、スコアに示された楽器で代用してください。

### ◆課題曲全般について◆

Q 1 Fl. 1 と Fl. 2 の奏者は 1 名ずついますが、Picc. 奏者がいません。その場合は、Fl. 1 と Fl. 2 の奏者が、適宜 Picc. に持ち替えて Picc. パートを演奏することは認められますか。

A 1 楽譜どおりに演奏していれば、持ち替えて演奏することは認めます。

Q 2 Picc. 奏者が休みの部分を Fl. に持ち替えて Fl. パートを演奏する、管楽器奏者が休みの部分を打楽器など、他の楽器に持ち替えて演奏することは認められますか。

A 2 楽譜どおりに演奏していれば、持ち替えて演奏することは認めます。

Q 3 B♭Cl. 奏者が 4 名います。Cl. 1、Cl. 2、Cl. 3 に 1 人ずつ割り当てて、4 人目は、Cl. 1、Cl. 2、Cl. 3 を適宜演奏することは認められますか。

A 3 楽譜どおりに演奏していれば認めます。

Q 4 B♭Cl. 奏者が 5 名います。Cl. 1 に 3 名、Cl. 2 に 2 名配置し、Cl. 3 に奏者を割り当てないで、Cl. 3 を他の楽器で代用することは認められますか。

A 4 B♭Cl. 奏者が 3 名以上いるので認められません。

Q 5 E♭Cl. パートが休みの場合は、Cl. 1 のパートを E♭Cl. 奏者が E♭Cl. で音域を変えないで演奏することは認められますか。

A 5 指定の楽器ではないので認められません。

Q 6 6 名いる B♭Trp. 奏者を、あるところまでは 1 番 : 2 番 : 3 番 = 2 : 2 : 2 と割り振り、それ以降は 3 : 1 : 2 と割り振ることは認められますか。

A 6 楽譜どおりに演奏していれば認めます。

Q 7 1 パートを複数奏者で演奏しています。パッセージが難しい場合は、分割して演奏することは認められますか。

A 7 楽譜どおりに演奏していれば認めます。

Q 8 Perc. 奏者が 4 名必要な課題曲を演奏する予定ですが、3 名しかいないため、指定の 4 パートを再編したうえで演奏することは認められますか。(演奏できない部分がそれぞれのパートで発生してしまうため)

A 8 楽譜どおりに演奏していれば認めます。

- Q 9 Perc. パートを実必要人数(この曲は4名)以上で演奏することは認められますか。  
A 9 楽譜どおりに演奏していれば認めます。
- Q 10 スネアドラムのパートを、部分的に2台の楽器で演奏することは認められますか。  
A 10 楽譜どおりに演奏していれば認めます。
- Q 11 曲中、指定された打楽器で、異なるサイズを使い分けることは認められますか。  
A 11 楽譜どおりに演奏していれば認めます。
- Q 12 指定された調性以外の楽器（例えばクラリネットとトランペットについて、B♭管以外のA管・C管等）を使用することは認められますか。  
A 12 調性が指定されているので認められません。ただし、チューバには調性の指定はありません。
- Q 13 トランペットパートをホルネットで演奏することは認められますか。また、一部分をホルネットに持ち替えて演奏することは認められますか。  
A 13 トランペットが無い場合、全曲にわたってホルネットで演奏することは認めます。ただし、一部分だけ持ち替えることは認められません。また、課題曲をホルネット演奏した場合、自由曲でトランペットを使用することも認められません。
- Q 14 ホルンの代わりにメロフォン・アルトホルンを、ユーフォニアムの代わりにバリトンを使用することは認められますか。  
A 14 その楽器が無い場合は認めます。その場合、自由曲でホルン・ユーフォニアムを使用することは認められません。
- Q 15 課題曲ⅠのTubaパートのdiv.部分は、奏者が一人の場合はどちらを演奏しても認められますか。  
A 15 認められます。
- Q 16 soloと指定されている箇所を複数奏者で演奏することは認められますか。  
A 16 認められません。
- Q 17 課題曲ⅡのTrb.3及び課題曲ⅤのB.Cl.に( )の付いた音符がありますが、上下どちらを演奏しても認められますか。  
A 17 認められます。
- Q 18 課題曲Ⅴの打楽器に「2 Anvils」とありますが、「空洞のある鋼管」でも認められますか。  
A 18 認められます。
- ◆課題曲のオプションパートについて◆
- Q 1 オプションパートが欠けてしまう場合は、オプションパートを他の楽器で代用することは認められますか。  
A 1 オプションパートは、指定された楽器以外での演奏は認められません。
- Q 2 オプションパートを指定された楽器で部分的に演奏することは認められますか。  
A 2 認めます。
- Q 3 オプションパートの楽器を自由曲のみ使用することは認められますか。  
A 3 認めます。

# 全日本吹奏楽コンクール実施規定 (抜粋)

## (演 奏)

**第10条** 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

**第11条** 編成は次のとおりとする。

- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ② 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ③ 自由曲で歌声については、スクヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

**第12条** 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

**第13条** 課題曲と自由曲は支部大会で演奏したものとする。

**第14条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。  
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

**第15条** 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

**第16条** 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

## (参考)

- ・ステージへ、共鳴箱・反響板を持ち込むことはできません。
- ・リコーダーの使用について、原曲に指定がある場合は使用することが認められますが、編曲の際に使用することは認められません。